

市議会令和 6 年第 1 回定例会

議案及び議案資料

議案第 13 号～議案第 20 号

(第 4 集)

柏 市

目 次

議案第13号	包括外部監査契約の締結について	1
議案第13号資料	包括外部監査契約関係	3
議案第14号	訴えの提起について	5
議案第14号資料	訴えの提起関係	7
議案第15号	和解について	9
議案第15号資料	和解関係	11
議案第16号	母子福祉資金貸付金の償還の免除について	13
議案第16号資料	母子福祉資金貸付金の償還の免除関係	15
議案第17号	母子福祉資金貸付金の償還の免除について	17
議案第17号資料	母子福祉資金貸付金の償還の免除関係	19
議案第18号	市道路線の認定について	21
議案第18号資料	市道路線認定関係	25
議案第19号	柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務 委託の廃止に係る協議について	33
議案第20号	柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事 務委託の廃止に係る協議について	35

議案第13号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を経たいので提案する。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和6年4月1日

3 監査に要する費用の額

13,200,000円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うものとする。ただし、
概算払をすることができるものとする。

5 契約の相手方

流山市おおたかの森北三丁目9番地の10

小林義和

議案第13号資料

包括外部監査契約関係

氏名	小林義和	
生年月日	昭和53年11月11日(45歳)	
住所	流山市おおたかの森北三丁目9番地の10	
事務所名	弁護士法人よつば総合法律事務所 税理士小林義和事務所	
資格	弁護士	税理士
登録番号	第44648号	第123344号
登録年月日	平成23年12月15日	平成25年2月21日
職歴	平成13年 4月 株式会社ドール入社 平成16年 7月 株式会社ドール退職 平成23年12月 弁護士法人よつば総合法 律事務所入所 現在に至る 平成25年 2月 税理士小林義和事務所所 長 現在に至る	
主な業務実績	地方公共団体 柏市包括外部監査人補助者(令和2年度か ら令和4年度まで) 柏市包括外部監査人(令和5年度)	

議案第14号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

介護報酬の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

松戸市八ヶ崎八丁目16番地の1
株式会社リノキノ

代表取締役 赤沼暢

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、本市に対し、介護報酬に係る不当利得返還金 3,173,047円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和3年9月2日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決及び第1号について仮執行の宣言を求める。

議案第14号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

介護保険法（以下「法」という。）第42条の2等の規定により本市が相手方に支払った介護報酬について、相手方が地域密着型通所介護サービス費等に要する費用の額の算定に関する厚生労働省令及び告示（以下「関係省令等」という。）に基づく減算をせずに本市に請求をしていたことが判明したため、適切な減算処理を行った減算額及び本来加算することができない額（以下これらを「本件過払金」という。）に係る民法第703条に規定する不当利得返還金及び同法第704条に規定する利息の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 事件の概要

- (1) 相手方は、市内の事業所において地域密着型通所介護サービス等を提供している事業者である。
- (2) 相手方は、本市が介護報酬の審査及び支払を委託している国民健康保険団体連合会に対し、法第42条の2等の規定により、平成25年11月分から平成29年12月分までの介護報酬を請求し、その全額を受領した。
- (3) 平成30年1月4日、本市が相手方に対し、平成29年12月6日の立入検査の結果に基づき看護職員及び機能訓練指導員の配置状況について報告を求めたところ、平成30年1月26日、相手方から、前号に掲げる期間内において、看護職員及び機能訓練指導員の未配置の期間があった旨の報告があった。当該未配置の期間については、本来、関係省令等に基づく介護報酬の減算の対象又は加算の非対象となるものである。
- (4) 関係省令等に基づき算定した本件過払金の合計金額は30,993,957円であり、かかる金額は、法律上の原因がない利得として、相手方が本市に対し、民法第703条の規定により返還する義務を負う。
- (5) 本件過払金の返還について、相手方が履行期間を25年とす

る分割払を主張したため、本市は柏市財務規則第288条の規定により履行期限を5年とすること及び同規則第289条第1項の規定により担保（保証人を含む。）の提供をすることを相手方に求めたが、相手方はこれに応じなかった。

- (6) 令和3年9月から令和5年12月までの間に、相手方からの一部弁済の申出により合計27,820,910円及びこれに対して金額が確定した利息1,673,803円の支払があった。
- (7) 令和5年12月末日現在の未払金の額は、本件過払金から27,820,910円を控除した3,173,047円及びこれに対する令和3年9月2日から支払済まで年3パーセントの割合による利息である。
- (8) 本市が法第42条の2等の規定により相手方に支払った介護報酬に係る返還請求権は私法上の債権であり、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法第167条第1項の規定により消滅時効期間は10年である。
- (9) 相手方は、第7号の未払金が公法上の不当利得返還請求権による債権であり、地方自治法第236条第1項を根拠とする5年間の消滅時効に服することを主張して、介護報酬返還債務不存在確認請求訴訟を千葉地方裁判所に提起し、令和5年12月末日現在、係属中である。

議案第15号

和解について

次のとおり和解する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

令和元年7月に千葉地方裁判所に訴えの提起のあった損害賠償請求事件について、和解をしたいので提案する。

1 和解の相手方（訴えの提起時）

- (1) 千葉県在住 原告A
- (2) 千葉県在住 原告Aの父
- (3) 千葉県在住 原告Aの母

2 和解の内容

- (1) 被告柏市は、本件事故により原告Aが受傷したことに対し、衷心より感謝の意を表明する。
- (2) 被告柏市は、原告A、原告Aの父及び原告Aの母（以下「原告ら」という。）に対し、本件事故に係る解決金として、990万円の支払義務（原告らの連帯債権）があることを認める。
- (3) 被告柏市は、原告らに対し、前号の金員を、令和6年4月30日限り、原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告柏市の負担とする。
- (4) 原告らは、被告柏市に対するその他の請求を放棄する。
- (5) 原告らは、正当な理由のない限り、被告柏市との間の本件訴訟の経過（和解の経過及びその内容を含む。）について、第三者に口外しない。
- (6) 被告柏市は、正当な理由のない限り、本件事故の内容、本件訴訟の経過（和解の経過及びその内容を含む。）その他本件事故に関する一切の事実関係について、第三者に口外しない。
- (7) 原告ら及び被告柏市は、原告らと被告柏市との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第15号資料

和解関係

1 和解の概要及び理由

令和元年7月に千葉地方裁判所に訴えの提起のあった損害賠償請求事件について、同裁判所からの和解の勧試を受け、和解の内容のとおり相手方と合意したため、和解するもの

2 事件の概要

平成27年、当時柏市内の公立学校の生徒であった原告Aが同校の校舎から部活動のミーティング中に飛び降りたことにより受傷し、重度の後遺障害が残存したのは、原告Aが約2年にわたって学級内や部活動でのいじめ行為を受けて精神的に追い込まれたことが原因であるとして、原告A、原告Aの父及び原告Aの母が、いじめ行為をしたとされる同校の生徒4名に対しては共同不法行為に基づき、被告柏市に対しては同校の教諭らが原告Aの生命身体の安全に配慮すべき義務に違反したことによる不法行為（国家賠償）に基づき、連帶して、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払うよう求めたもの

議案第16号

母子福祉資金貸付金の償還の免除について

次のとおり償還を免除する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定により、議会の議決を経たいので提案する。

1 免除する母子福祉資金貸付金の償還未済額

母子福祉資金貸付金に係る未償還の元金 120,600 円及び
違約金

2 母子福祉資金貸付金の借受人

亡 我孫子市在住 A

3 免除の理由

借受人が死亡したこと、かつ、連帯保証人が死亡し、及び連帯債務者が破産法に基づく免責許可の決定を受けていたことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定による償還の免除の要件に該当することとなったため

議案第16号資料

母子福祉資金貸付金の償還の免除関係

1 債還の免除に至る経過

- (1) 昭和63年5月、借受人Aは、連帯保証人及び連帯債務者を立て、千葉県から母子及び寡婦福祉法（現：母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。））に基づき、平成7年9月末までを償還期間とする母子福祉資金（修業資金）及び母子福祉資金（就学支度資金）（以下これらを「本件貸付金」という。）の貸付けの決定を受けた。
- (2) 借受人Aは、当該償還期間を経過したにもかかわらず、本件貸付金の一部を償還しなかった。
- (3) 本市は、平成20年4月、中核市に移行したことにより、千葉県が借受人Aに対して有する本件貸付金に係る債権を譲り受けた。
- (4) 本市が借受人Aに対して催告状の送付等により償還を促したこと、連帯債務者から本件貸付金の一部の償還があった。
- (5) 借受人Aが令和4年1月に死亡したこと、かつ、連帯保証人が平成26年9月に死亡し、及び連帯債務者が平成17年6月に破産法に基づく免責許可の決定を受けていたことにより、法第15条第1項の規定による償還の免除の要件に該当することとなった。

2 免除する償還未済額の内訳

- (1) 母子福祉資金（修業資金）の貸付金に係る未償還の元金87,600円及び違約金
- (2) 母子福祉資金（就学支度資金）の貸付金に係る未償還の元金33,000円及び違約金

議案第17号

母子福祉資金貸付金の償還の免除について

次のとおり償還を免除する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項の規定により、議会の議決を経たいので提案する。

1 免除する母子福祉資金貸付金の償還未済額

母子福祉資金貸付金に係る未償還の元金 23,758 円及び利子 88 円並びに違約金

2 母子福祉資金貸付金の借受人

亡 松戸市在住 A

3 免除の理由

借受人が死亡していること、かつ、連帯保証人が死亡したことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 15 条第 1 項の規定による償還の免除の要件に該当することとなったため

議案第17号資料

母子福祉資金貸付金の償還の免除関係

償還の免除に至る経過

- (1) 平成9年1月、借受人Aは、連帯保証人を立て、千葉県から母子及び寡婦福祉法（現：母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。））に基づき、平成12年9月末までを償還期間とする母子福祉資金（技能習得資金）（以下「本件貸付金」という。）の貸付けの決定を受けた。
- (2) 借受人Aは、当該償還期間を経過したにもかかわらず、本件貸付金及び本件貸付金に係る利子（以下これらを「本件貸付金等」という。）の一部を償還しなかった。
- (3) 借受人Aは、平成13年1月に死亡した。
- (4) 本市は、平成20年4月、中核市に移行したことに伴い、千葉県が借受人Aに対して有していた本件貸付金等に係る債権を譲り受けた。
- (5) 本市が連帯保証人に対して催告状の送付等により償還を促したところ、当該連帯保証人から本件貸付金等の一部の償還があった。
- (6) 借受人Aが死亡していること、かつ、連帯保証人が令和5年8月に死亡したことにより、法第15条第1項の規定による償還の免除の要件に該当することとなった。

議案第18号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

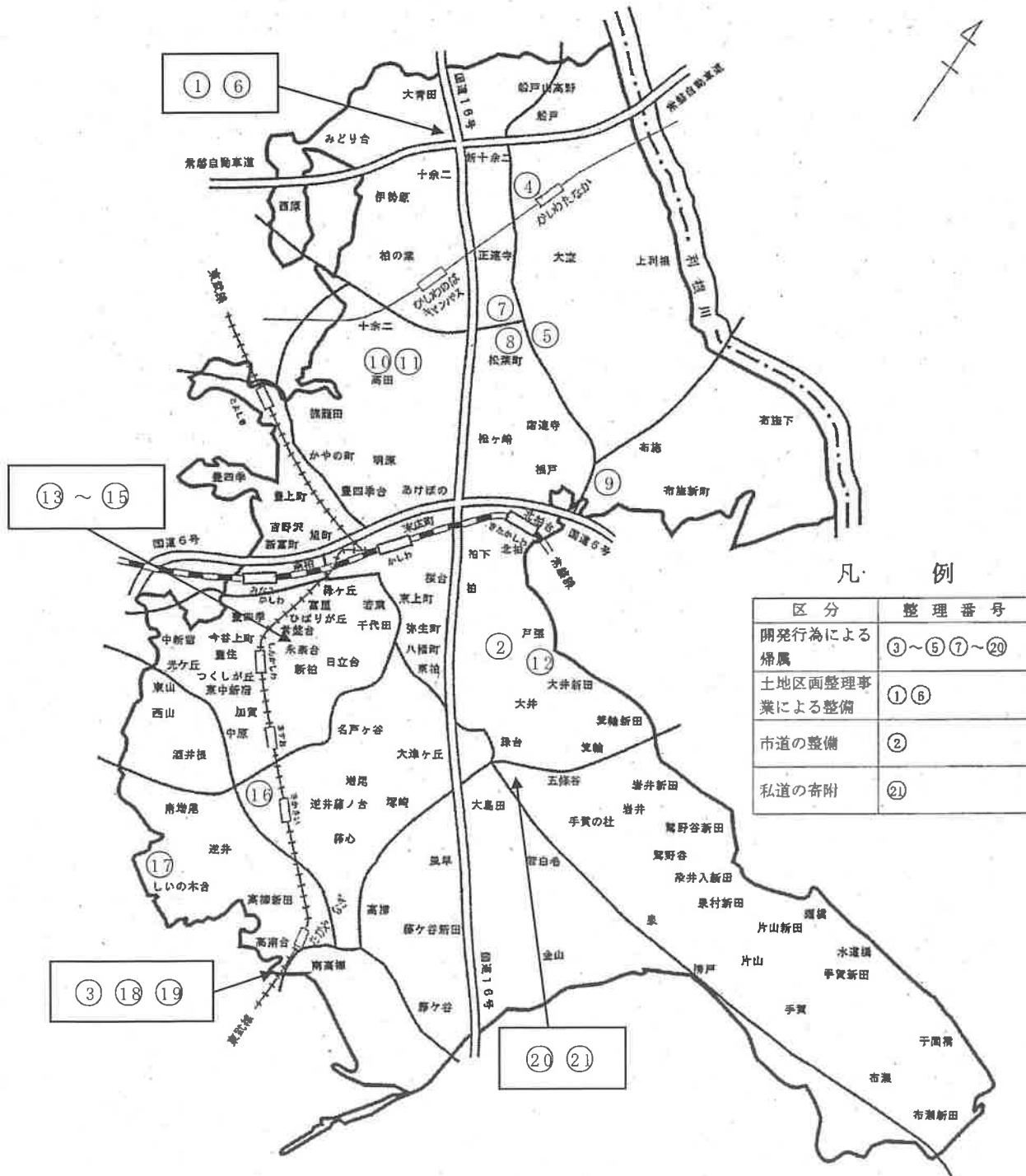
開発行為による帰属道路等を市道路線として認定したいので提案する。

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	01220 号線	大青田字馬場 1161-1	
		大青田字庚塚 646-1	
2	03311 号線	戸張字前田 40	
		大井字納屋前山ノ下 1636-2	
3	03312 号線	高柳字中島込 1574-107	
		高柳字中島込 1567-93	
4	11275 号線	船戸一丁目 2-45	
		船戸一丁目 2-52	
5	11276 号線	花野井字寺前 896-14	
		花野井字寺前 896-19	
6	21197 号線	大青田字耕地 891-4	
		大青田字出山 581	
7	21198 号線	花野井字中花崎 728-85	
		花野井字中花崎 728-93	
8	31181 号線	花野井字上前留 621-13	
		花野井字上前留 623-3	
9	31182 号線	根戸字石東 483-337	
		根戸字石東 483-336	
10	41266 号線	高田字中ノ台 1074-22	
		高田字中ノ台 1074-29	
11	41267 号線	高田字西下ノ台 1038-8	
		高田字西下ノ台 1038-8	
12	51158 号線	大井字下納屋 2165-13	
		大井字下納屋 2165-21	
13	61254 号線	永楽台一丁目 6-140	
		永楽台一丁目 6-154	
14	61255 号線	永楽台一丁目 6-151	
		永楽台一丁目 6-147	
15	61256 号線	名戸ヶ谷一丁目 147-17	
		名戸ヶ谷一丁目 147-11	

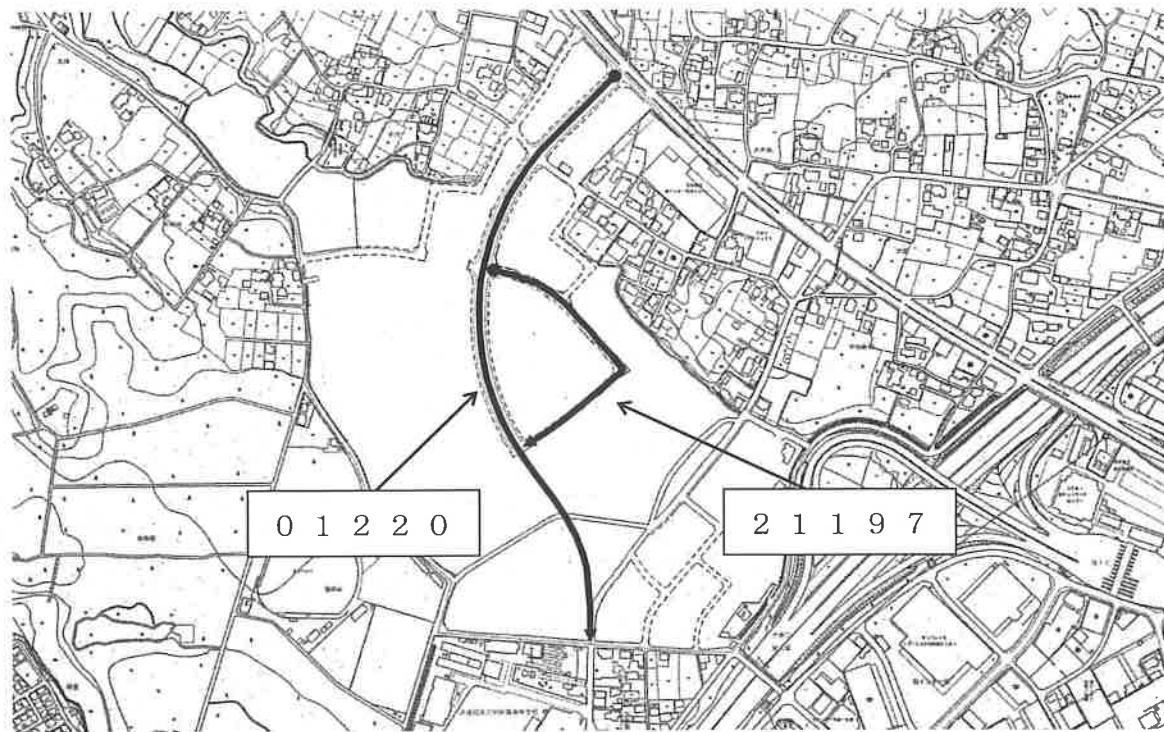
1 6	71180 号線	逆井二丁目 30-78	
		逆井二丁目 30-75	
1 7	81223 号線	南逆井四丁目 1768-159	
		南逆井四丁目 1768-172	
1 8	81224 号線	高柳字中島込 1567-99	
		高柳字中島込 1569-1	
1 9	81225 号線	高柳字中島込 1567-99	
		高柳字中島込 1567-139	
2 0	91149 号線	大井字堂堀原 1898-6	
		五條谷字上谷ツ台 31-8	
2 1	91150 号線	大井字堂堀原 1899-7	
		五條谷字上谷ツ台 31-3	

議案第18号資料

市道路線認定関係（数字は、議案に記してある整理番号）



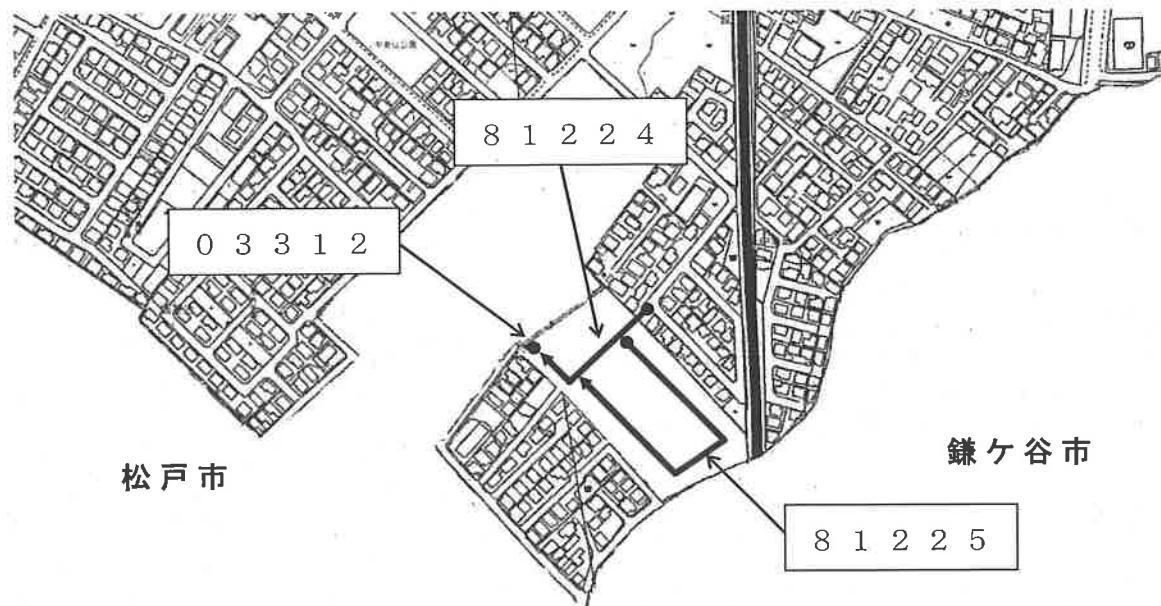
整理番号 1, 6 (大青田) 土地区画整理事業による整備



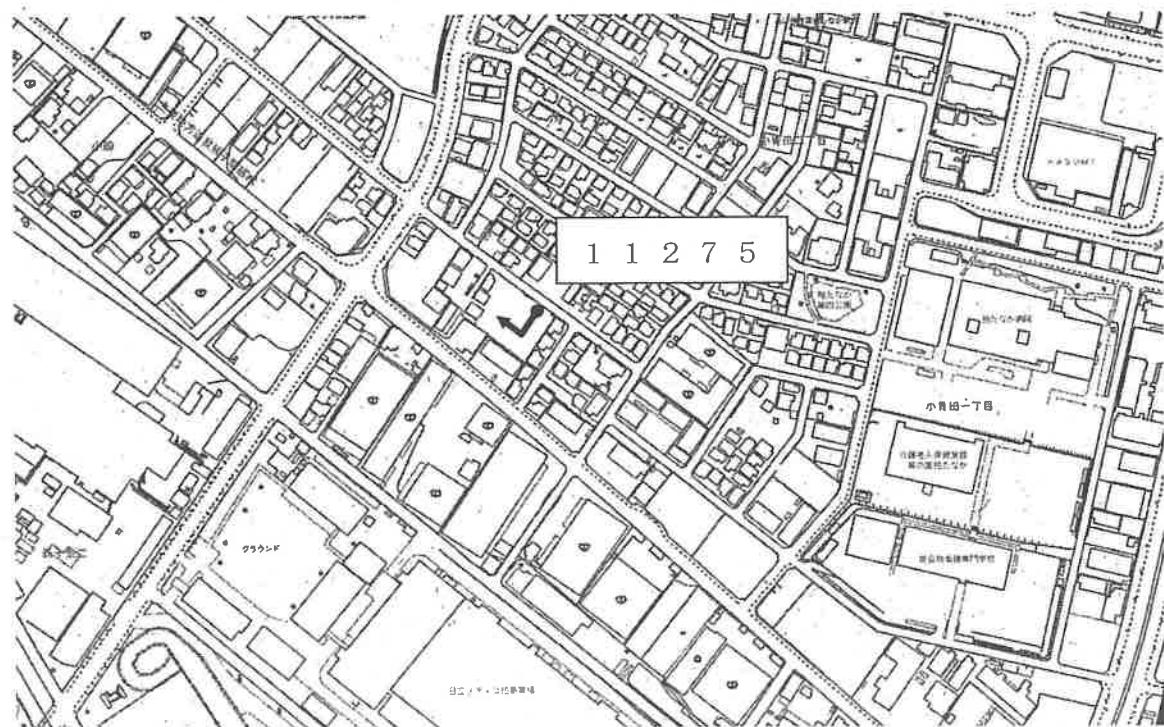
整理番号 2 (戸張) 市道の整備



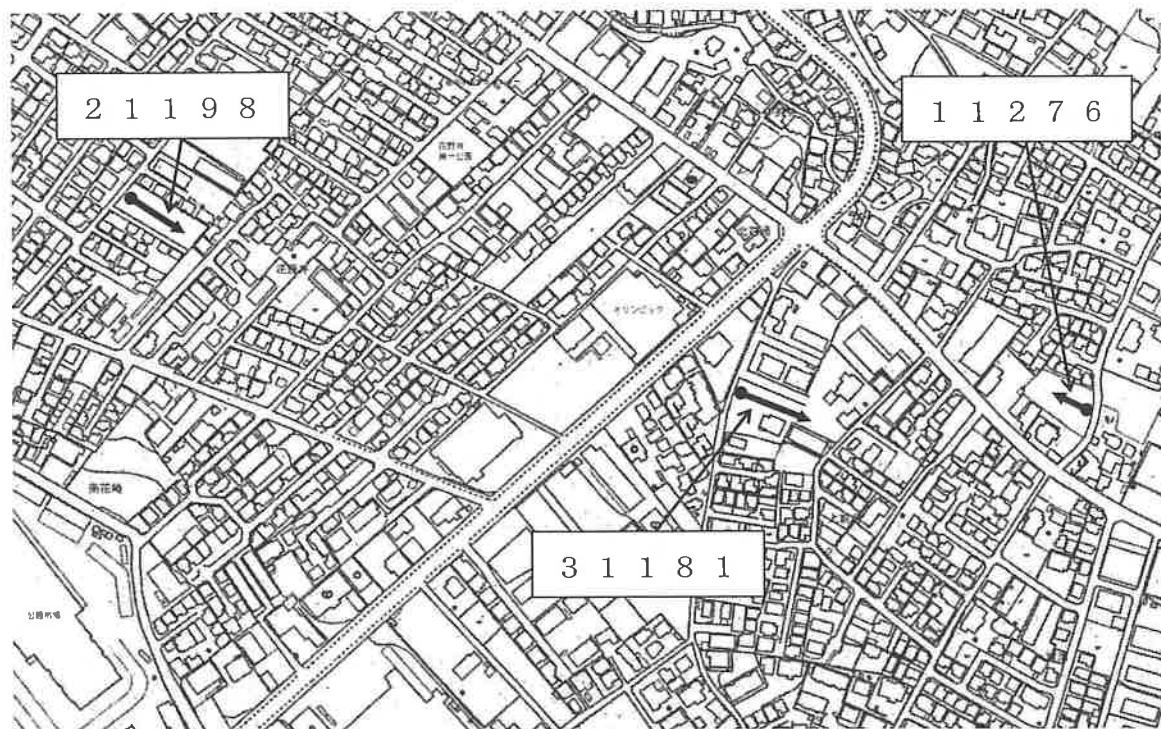
整理番号 3, 18, 19 (高柳) 開発行為による帰属



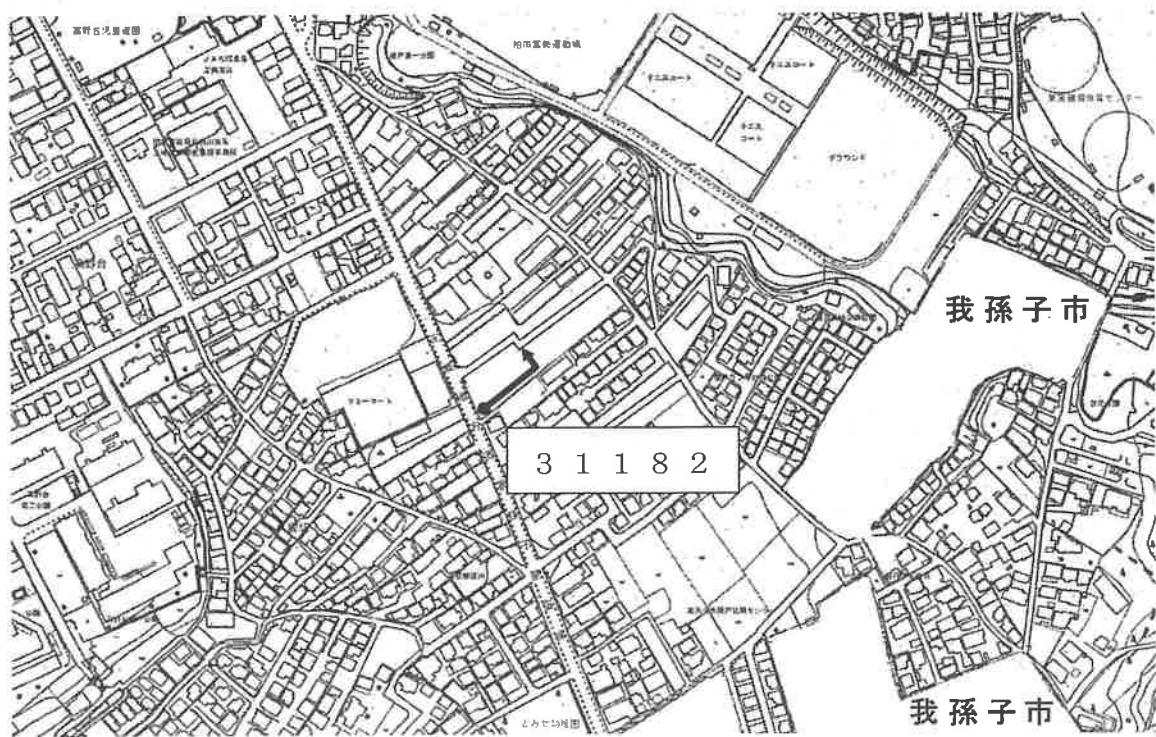
整理番号 4 (船戸一丁目) 開発行為による帰属



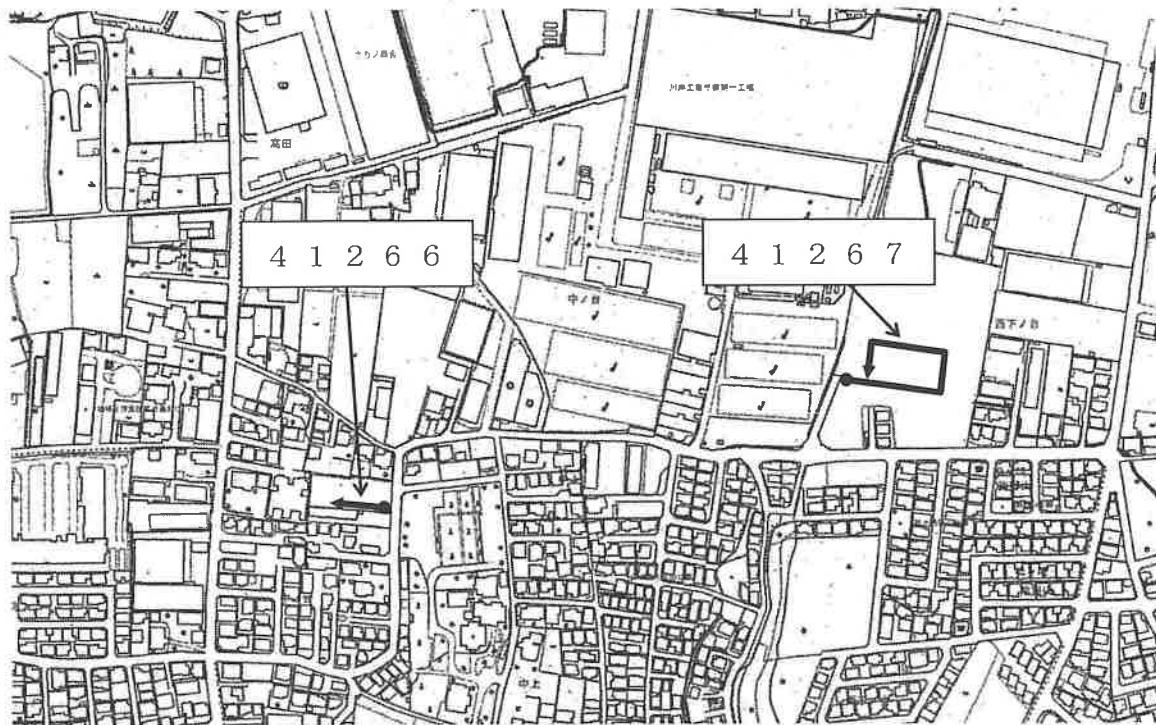
整理番号 5, 7, 8 (花野井) 開発行為による帰属



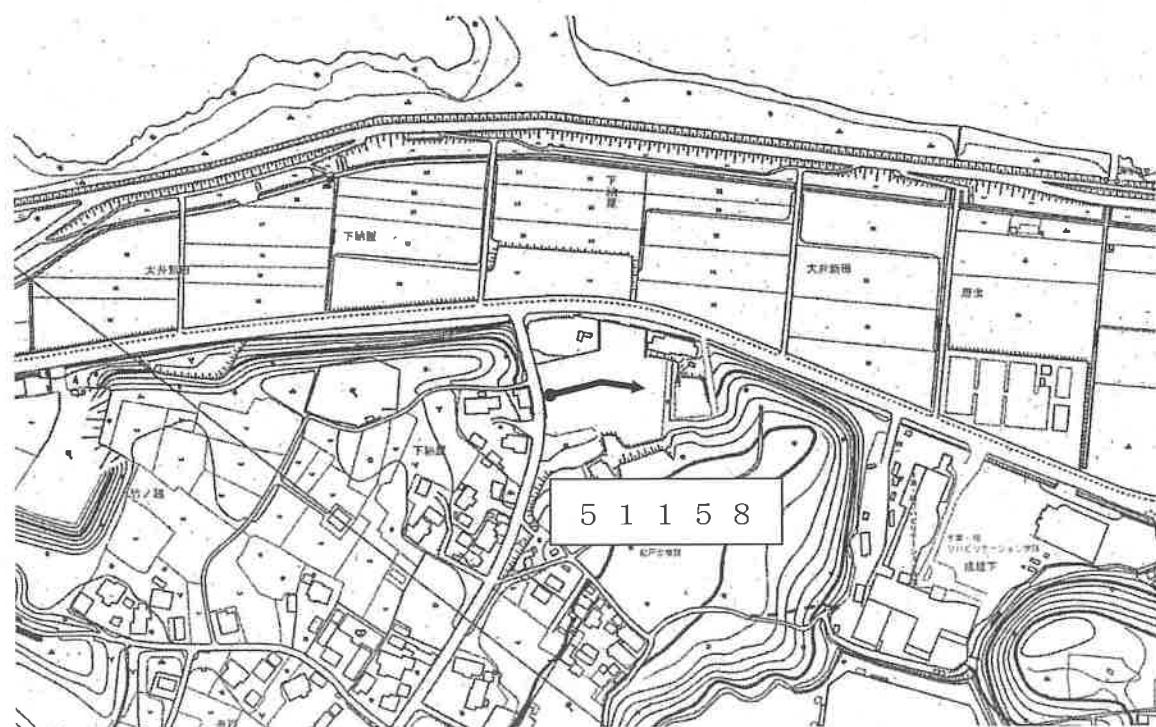
整理番号 9 (根戸) 開発行為による帰属



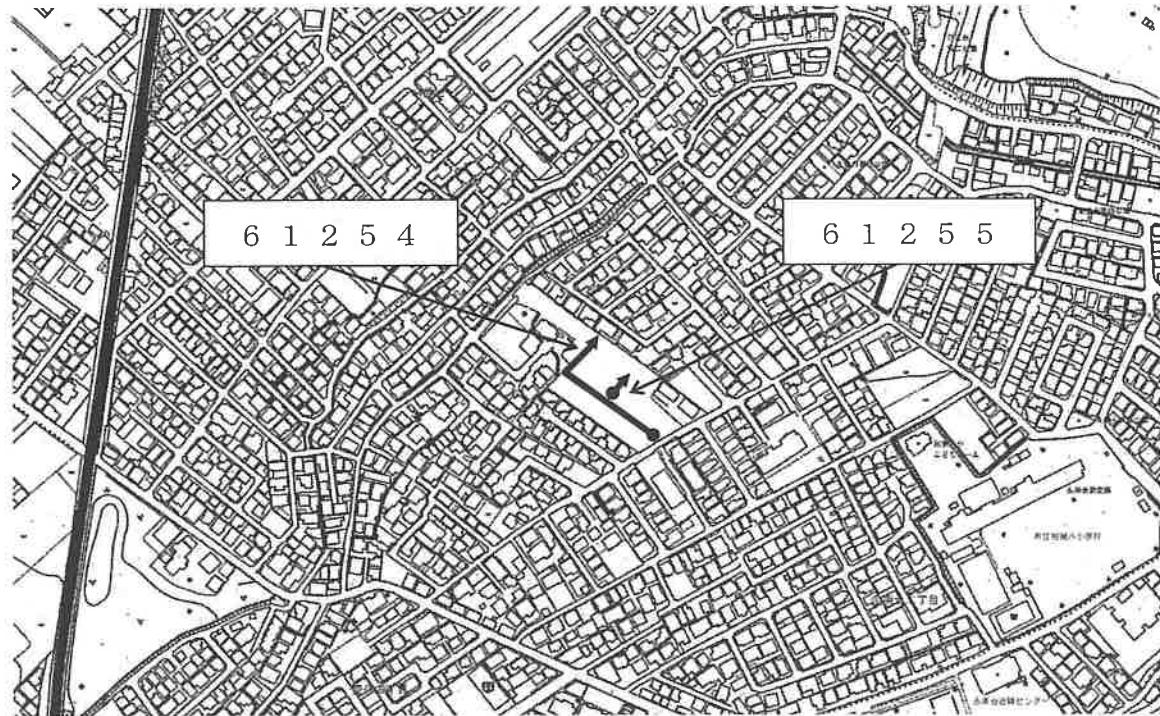
整理番号 10, 11 (高田) 開発行為による帰属



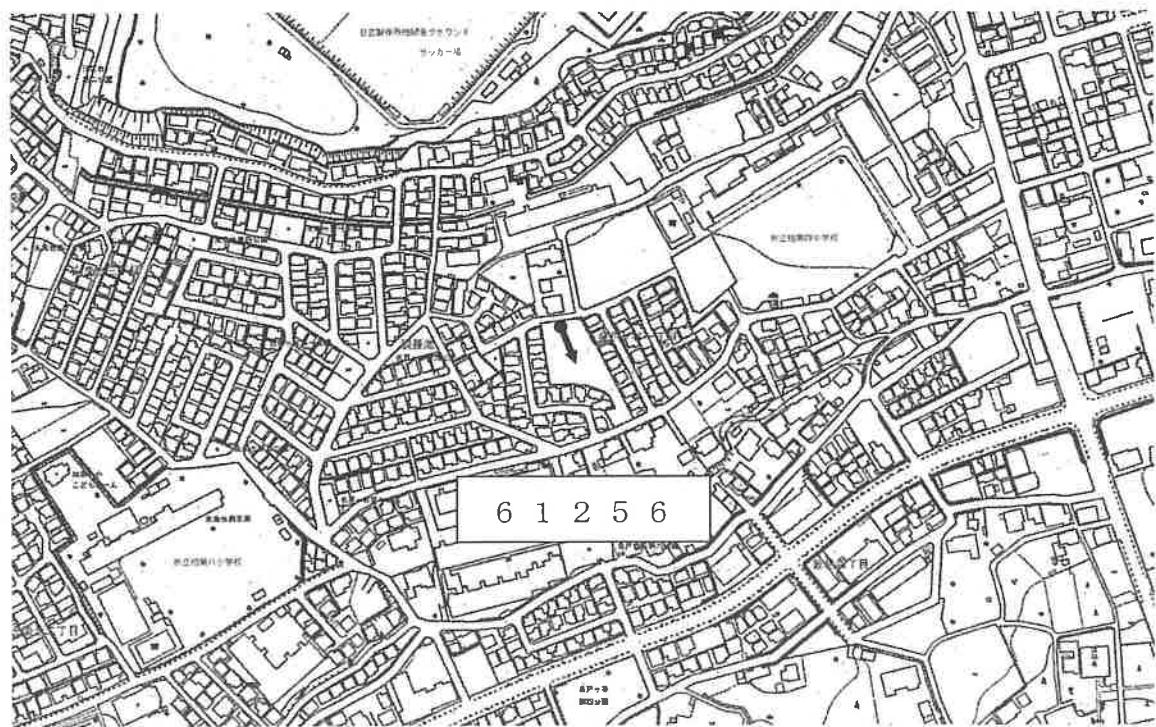
整理番号 12 (大井) 開発行為による帰属



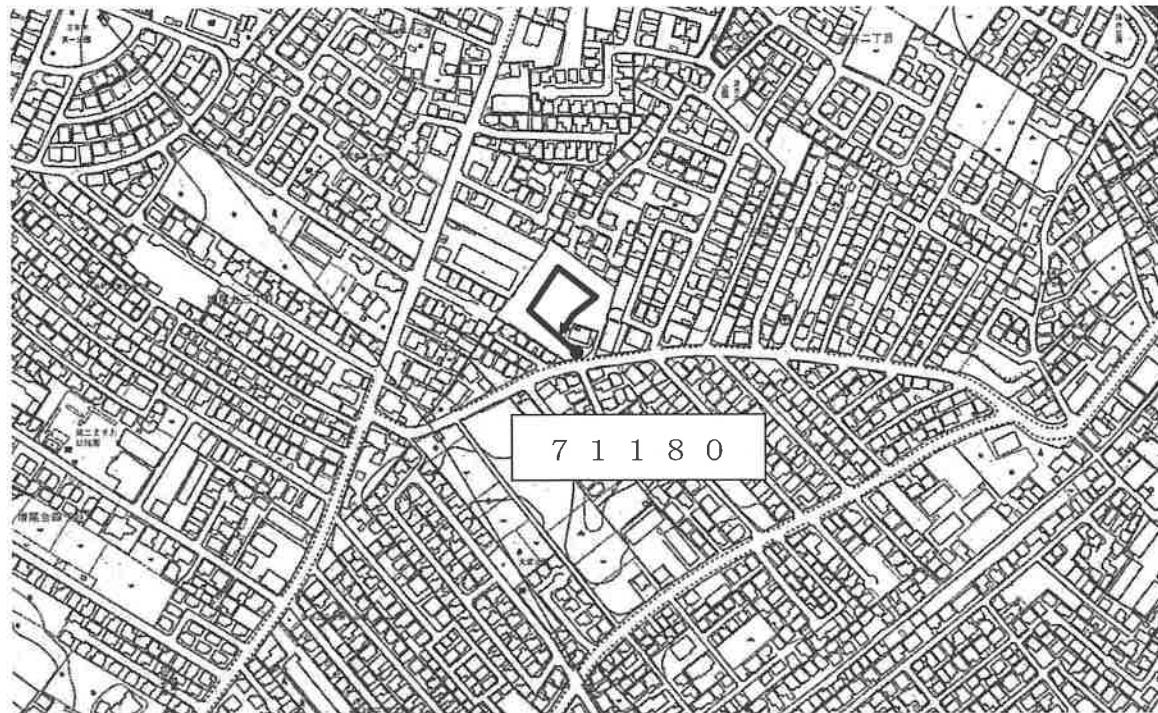
整理番号 13, 14 (永楽台一丁目) 開発行為による帰属



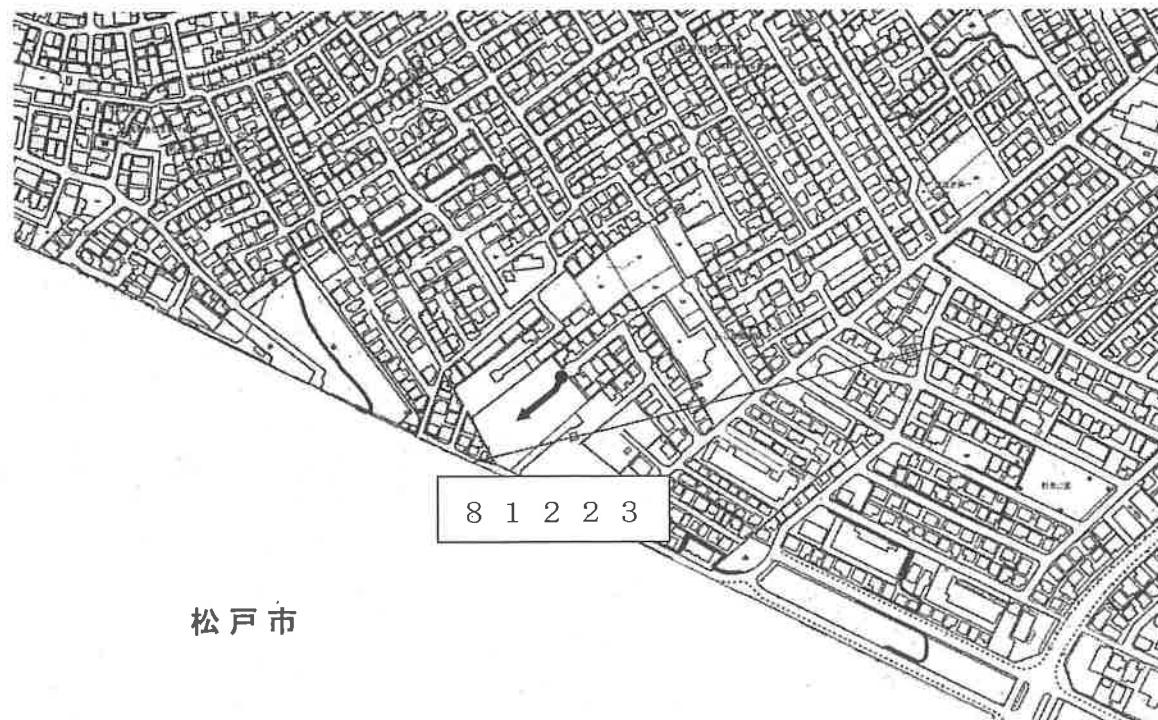
整理番号 15 (名戸ヶ谷一丁目) 開発行為による帰属



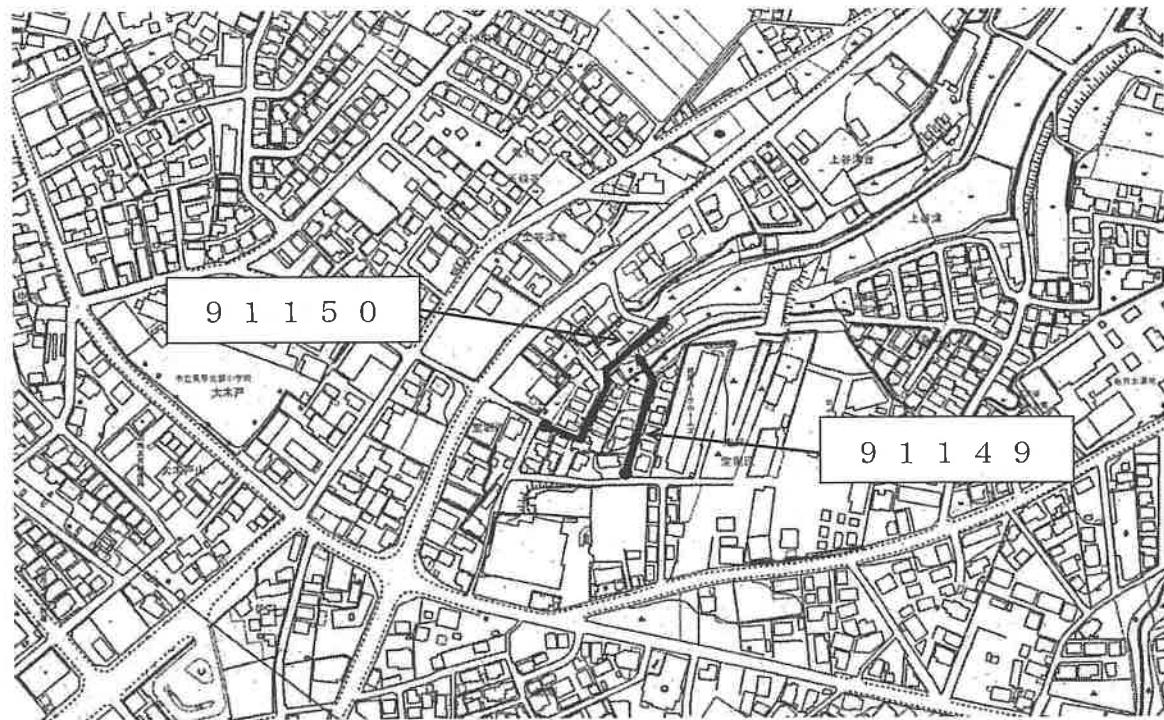
整理番号 16 (逆井二丁目) 開発行為による帰属



整理番号 17 (南逆井四丁目) 開発行為による帰属



整理番号 20, 21 (大井) 開発行為による帰属, 私道の寄附



議案第19号

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止
に係る協議について

地方自治法第252条の14第2項においてその例によることと
される同条第1項の規定により、柏市と流山市との間の証明書の交
付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を定めることについて、
流山市と協議する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第25
2条の2第3項の規定により、議会の議決を経たいので提案す
る。

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成13年柏市告示第147号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第20号

柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に係る協議について

地方自治法第252条の14第2項においてその例によることとされる同条第1項の規定により、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を定めることについて、我孫子市と協議する。

令和6年2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経たいので提案する。

柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成13年柏市告示第148号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。